

中部日本個人・重奏コンテスト 愛知県大会実施規定

第1章 総則

第1条

個人・重奏コンテストは、愛知県吹奏楽連盟規約第7条にある愛知県小・中学校吹奏楽連盟、愛知県高等学校吹奏楽連盟の部門で毎年1回実施する。

第2条

各地区大会とは原則として次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|----------|---------|---------|
| 1 西三河南地区 | 2 西三河北地区 | 3 東三河地区 | 4 西尾張地区 |
| 5 東尾張地区 | 6 知多地区 | 7 名古屋支部 | |

第3条

愛知県大会の実施日時及び会場は、当該年度の5月末までに本連盟常任理事会において審議し、理事長が決定する。

第2章 参加部門及び愛知県大会への参加資格

第4条

大会は以下の部門に分けて実施する。また、各部門はそれぞれ個人の部、重奏の部を実施する。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1 小学校部門 | 2 中学校部門 | 3 高等学校部門 |
|---------|---------|----------|

第5条

県大会および地区大会に参加する個人またはグループは、次の第1号の条件を満たした上で、第2号～4号のいずれかに該当する条件を満たしていなければならない。

- 1 本連盟に加盟している団体に所属していること。
- 2 小学校部門については、学校教育法に基づく小学校およびこれに準ずる学校に所属していること。その構成メンバーは、同一小学校に在籍し、正規の授業または部活動に参加している6年生までの児童とする。
- 3 中学校部門については、学校教育法に基づく中学校およびこれに準ずる学校に所属していること。その構成メンバーは、同一中学校に在籍し、正規の授業または部活動に参加している2年生までの生徒とする。ただし、同一経営の学園内における小学校児童の参加は認める。
- 4 高等学校部門については、学校教育法に基づく高等学校およびこれに準ずる学校に所属していること。その構成メンバーは、同一高等学校に在籍し、正規の授業

または部活動に参加している2年生までの生徒とする。ただし、同一経営の学園内における小学校児童および中学校生徒の参加は認める。

第6条

同一奏者は2つ以上のエントリーをすることはできない。同一部門の個人の部、重奏の部に重複してエントリーすることも認めない。

第3章 出場規定

第7条

出場できる楽器は、木管楽器・金管楽器・打楽器・ダブルベースとする。なお、ピアノ伴奏を個人の部においてのみ認める。個人の部に演奏者としてエントリーした者が同一団体の演奏者のピアノ伴奏者として出場することを認める。ただし、重奏の部にエントリーした者は、個人の部のピアノ伴奏者として出場することを認めない。

第8条

重奏の部において、各グループの編成は2～10名とする。

第9条

演奏曲目は地区大会で演奏した自由曲1曲とする。ただし、組曲は1曲とみなす。

第10条

著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合には、事前に著作権者から編曲とその編曲に基づく演奏の許諾を得なければならない。この許諾を得ないでコンテストに出場することは認めない。なお、演奏者は演奏の許諾を得たことを証明する書類を事前に事務局に提出しなければならない。

第11条

演奏時間は個人の部4分以内、重奏の部5分以内とする。なお、演奏時間とは音の出始めから曲の終了までとする。組曲の場合には音の出始めから最後の曲の終了までとする。

第12条

重奏の部において、同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。

第13条

個人の部・重奏の部とも、独立した指揮者を置くことを認めない。

第14条

個人の部・重奏の部とも、次の各号に該当していることが判明した場合は失格とすることができる。

- 1 出場者の資格に不正がある場合。
- 2 第6条に示された楽器以外で演奏を行った場合。
- 3 演奏曲に不正がある場合。

- 4 規定の演奏時間を超えた場合。
- 5 大会運営の進行を故意に妨げた場合。

第4章 出演順及び審査、表彰

第15条

出演順は事務局が決定する。

第16条

審査員・審査方法の詳細は別途定める。

第17条

表彰は、各部門の個人の部、重奏の部ともに金賞、銀賞、銅賞とする。

第5章 各地区代表

第18条

各地区より県大会に出場できる個人、グループの数については開催年度の12月末日までに理事会で決定する。また、代表数の決定については以下のようにする。各地区から県大会へ出場できる個人、グループの数については事務局が昨年度の参加実績の割合から算出し決定する。ただし、県大会の小学校の部については地区大会の参加数にかかわらず個人1名、重奏1グループとし、県大会から本大会への推薦は行わない。

第6章 その他

第19条

中部日本個人・重奏コンテストの実施にあたって、本連盟が必要と認めた場合には、共催または後援団体をもつことができる。

第20条

この規定は愛知県吹奏楽連盟常任理事会の承認を得て改正することができる。

平成30年 4月3日 改訂